

第三十四回 参議院建設委員会會議録第二十号

昭和三十五年四月七日(木曜日)午前十一時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稀浦 鹿藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
太田 正孝君
小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
村上 勇君

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

建設大臣

○住宅地区改良法案(内閣提出、衆議院送付)

○建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(岩沢忠恭君) 速記を起こして下さい。

それでは本日の議事に入ります。初めに公営住宅法の一部を改正する法律案、住宅地区改良法案、一括して議題といたします。前回に引き続き御質疑のある方は御発言下さい。

○政府委員(橋田治君) 先日提出いたしました資料に基づきまして、御質疑のありました点を調査いたしましたして御報告申し上げます。

御坊市の島につきましては、この地区は災害の罹災者を受容するために、市が建設した災害応急住宅の不良化した集団でございます。この地区を改良するため、近辺の島出店団地に改良住宅を六十戸建設いたしました。不良住宅居住者を受容するものでございまして、不良住宅を除却した跡地につきましては、一般公営住宅用地として使用する計画でございます。

次に、京都市の伏見区深草についてでございますが、この地区につきましましては、建物に国有、土地は六千八百平方メートルのうち四千九百平方メートルは国有地でございます。他は京都市が所有しておるものでございます。

引揚者等の収容施設として使用していただくものでございますが、この地区内の空地に改良住宅二十八戸を建設いたしました。不良住宅の居住者を入居させ、不良住宅を除却するという計画であります。不良住宅を除却した跡地には、一般公営住宅等を建設する予定でございます。

次は秋田市の長野町でございますが、旧軍使用の国有地上のうまやを県が払い下げを受けて住宅に転用し、引揚者等を受容していただくものでございます。この地区はたまたま都市計画道路の施行予定地であった関係上、不良住宅を除却した跡地は街路となつたわけでありまして、この不良住宅に居住していた四十世帯のうち十八世帯を、秋田市新藤田字大所の旭川団地の改良住宅に収容しまして、残りの二十二世帯は希望によりまして民間住宅に入居することとなっております。

次は松戸市天神山でございますが、この地区は土地建物とも国有であります。引揚者等の収容施設として使用しておりますが、建物が著しく腐朽して危険な状態になつたため、当市新田に改良住宅を二十四戸建設して、不良住宅居住者三十五世帯のうち二十四世帯を受容し、残りの世帯につきましましては一般公営住宅に入居いたしました。なお不良住宅を除却した跡地は学校用地として使用しております。

次は京都市の三条地区の土地建物の権利関係でございますが、京都市三条地区の土地建物の所有現況を見ますと、地主の数は約二百人でございまして、土地の筆数は三百七十七、うち自己使用地は二六・三％、筆数にして九十九でございまして、借地は七三・七％、筆数にして二百七十八となっております。地区内の建物戸数五百九戸について調査いたしましたところによりますと、持ち家は二一％、戸数で百七戸で、借家は七九％、戸数で四百二戸となっております。

○委員長(岩沢忠恭君) 速記とめて下さい。

○委員長(岩沢忠恭君) 速記始めて下さい。

○田中一君 これは大臣に伺つておきたいのですが、この不良、不良という言葉を使つては……、法文にはないけれども、不良住宅地区の改良という目的が、家そのものすばりに対する改良ということに考えていいの、あるいは家は家というのとは結局憲法で定められてあるような平和な文化的な住居ということを意味して言っているのですか、この住居というのはそれだけいいのかという事です。私はやはり平面的にスラム化したところの町というものは、土地の問題が重要な要素となつて含んでいふところなんです。従つて今ここに「住宅地区改良事業施行順序の図解説明」というものを見て、第一にやはり土地の利用ということが主眼になつていふところなんです。そこでどうも前回の委員会でも、住宅局長の考え方というのは、住宅そのものに

ただ自分の考え方のポイントを置いてものを考えようとしていふのです。そこでその点が、住宅だといふは住宅だといふことも言えるでしょうが、あるならばかかる法律は要らないのです。少なくとも今日の日本の段階では、土地の利用です、土地の利用以外にないのです。不良住宅地区を改良するということが土地の利用であり、ひいていふは高度利用であり、そしてそれがその市街地なら市街地の全部の町作り、いわゆる都市計画です、都市計画にも触れなければならぬんじゃないかということなんです。そこでどちらにウエイトを置いて考えておるのか、むしろ御答弁は両方考えておるのか、という答弁だと思ふのです。そうなりますと、これから出ようとするところの市街地の改造の問題、これはどこまでも土地の問題なんです。たとえば三軒茶屋の例をとりまして、三軒茶屋で今十メートルくらいの幅員しかない、これを四十メートルに広げるのだ、広げるにについては四十メートルの土地がほしいという事なんです。これに付随してあらゆる市民の権利というものを認めようとするならば、どうしても今度店舗なり住宅なりに移行しなければならぬのです。そこに初めて三階なり、五階なり、十階なりという、いわゆる住宅建築というものを、それをカバーしていきうということになるのが、今度出そうというところの都市改造の法律案、どこに違いがあるかということとを言いたいのです。私は住宅地区の

環境をよくするとかいうものと同じように、大きくは都市の環境をよくすることなんです。そのものずばりの不良住宅地区というものを直すということだけであつてはならないと思うのです。そこでどこにこの法律のねらいがあるかということ、どちらにウエイトをおいて考えておられるかということ。そこで先だつても住宅局長に質問しているのですが、私どもの態度として、市街地改造の法律案と、この住宅地区改造法の法律案とを並行して審議しなければ、われわれの頭に浮かんでくるところの将来への姿というものは発見できないわけですよ。だから私は昨年の暮でしたか、ことしの一月ごろでしたか、この法律案二つのものと、これに現行法の耐火建築促進法というものを合わせて、そしてよりよいものを発見しようという努力をしようとは私はしておいたのです。同時に政府もその点については十分に検討してくれということを申し上げておいたはずなんです。従つてこれは決して別々のものではないのです。そして申し上げますならば、これから出ようとするところの都市改造の法律案というものの内容が、道路の拡幅ということが主眼であるならば、道路の拡幅ということだけは、いわゆる計画法としてこれから出る法律案で施行なさいということです。そしてそこに新しく家というものを作つて町作りをする場合には、この法律案にはどこまでも不良住宅と言つておろすけれども、不良住宅の定義というものは必ずしも厳格になります。一面獨立小屋があつて、たとえば隅田川の、何といひますか河川敷に家を立てているバラックが不良住宅というか、

四十年五十年たつて傾いていくものがある不良住宅というか、あるいは自動車一つ通らないところの細い路地の中に一方だけの道路しかないような住宅地区を不良住宅というか、定義はいろいろ広いですよ、たとえば南の方、東の方に高層建築が立ち並び、新しいりっぱな新築した家であるけれども日当たりが全然ないというような家を不良住宅というか、数々ございいます。従つて、これから出ようとする都市改造の法律案と一緒に並べて見なければ、不良住宅というものの定義というのはまちまちになつていくのですよ。それで、これから出る法律案がどんなものかは、くわしい内容はわかりませんが、少なくともわれわれが知り及んでいる範囲では、今私が申し上げたような程度のものであつて、それとすると、家を作るといふことはこの法律案でやつたつて一向さしつかえないのですよ。われわれはここ数年、厚生省が持つていておられる、何と言ひましたか、あの住宅は……、たとえば産業融資住宅にしても、それから引揚者に対するあのバラックの住宅にしても、そういうものがあつちやならない。建設大臣の所管のもとに一元的な住宅政策を持つべきであるということをする諸閣僚してきただけです。その中に、同じ建設大臣のもとに、計画局においても家作りをする。同時にまた住宅局においても町作りをする——これは地区です。から町作りですよ、そういう作るといふことであつちやならないと思うのですね。まあまあ官僚諸君のセクトというのには非常に強大なものであつて、大臣のような根柢からの政界人はおやりにくい点が多々あると思ひます。思ひ

ますが、その点についてのよりよいものを発見しようとしてわれわれは努力しているのです。そういう点についてははなはだ親切な態度なんです。まあ、都市改造、地区改造の問題についてはまだいろいろ問題があつて、提案される段階になつておられと言ひますけれども、あるならば、草案くらいはこちらの方にお出しになつて併行して審議させるような努力が必要だと思ひます。われわれの目を、私が今申し上げたようなわれわれの見方、考え方というものを閉ざして、そしてこれは不良住宅でございいます、これは過去のものとございいます、こういう抽象的に言つておられるから、こういう資料を出せというのを言うのです。資料を出してみると、なかなかこれは複雑怪奇なものなんです。家そのものずばりでものを言つておられるのか、その地区を言つておられるのか、地区ということになりますと、今度出るところの、大きくは都市計画、それから今度出る都市改造の法律案にも関係がある。その上で今度は住宅行政の一元化ということでもつて住宅局がやるべきであるということになるわけなんです。私はその点を最初から、これらの法律案を本国会に出すという当初から疑問を持ちまして、これが単なる官僚諸君のセクトであつてはならない、綱張り主義であつてはならない、綱張り主義だつても、課長の諸君、課長補佐の諸君といふいろいろな話し合つてみても、結局その点が私は納得できないのです。住宅行政の一元化ということ強く強調して今日まで来ていながら、同じ建設

大臣のもとにおいて、計画局と住宅局において、住宅を建てつことをする、町作りをしつこととする、ことでは、これは大臣にはずいぶん苦しいだらうけれども、これはどう考えてもおかしなものですよ。これはもう官僚諸君のセクトにすぎないというふうな見方をするので、それで、聞いてみると、じゃ、それをどうするかの問題になると、なかなか解決のつかぬ問題があり、かつ本国会に提案になるような段階にならないのだというふうな説明を聞いておりましたけれども、不十分なものを出すよりも、もう一歩進んで、今日の段階では家を作るよりも土地の問題ですから、土地の利用をどうするかという問題が前面にかかつてこなければならぬと思ひます。

そこで、この住宅地区改良法の主眼というものが、家だけのものに限つて考えようとするのか、あるいは施行順序を、資料に出しておきまつところの「住宅地区改良事業施行順序」というものの中にある「事業計画の安定と認可」の中で第一に示しておられるのは「土地利用の基本計画」というものが出ておるわけですよ。どこにそのほんとうのものを持つておられるのか何つておきたいのですよ。

○国務大臣(村上勇) 御指摘のよう、これが市街地改良の一端であると思ひます。ただこれが二つに分けて考えられますことは、この住宅地区改良事業は、不良住宅が密集して、保安、衛生に關して危険または有害な状況にあるというふうな所を早く解消していききたいところ、これにねらいがありまして、しかしそのねらいがあるからといってやはり一つの市街地を形作る上に、これはマッチさせなければいけないのでありますから、結局、市街地改良法とでも申しますか、そういう法律を早く提出して、あわせて御審議願うことが一番好ましいことと思つております。従ひましてこの市街地の改良法案につきましては、大体法制局の方ではこの結論が出ましたので、法務省の省議にかけて、きょうあたりこの結論が出ればこの法案が提案の運びになると思ひます。

これは要するに、そういう危険なあるいは有害な住宅でなくとも、どんなにりっぱな家が建つておろうとも、一つの市街地のたゞい御指摘にありましたような、かりに二十メートルの道をどうしても将来を考えれば四十メートルにしなければならぬというふうな市街地の改良をいたすのでありますから、やはりこれはこれとして私どもどうしてもこの法案の御審議をいただひて、成立を見なければ、市街地というものはいつまでも現在の不便な状態が続くものと思ひますから、この点はいづれどく近いうちに提案いたしたいと思つております。ただこの場合、保安、衛生あるいは危険または有害というふうなことから、非常な一つのブロックをなしておる不良住宅地帯の解消は本年度、三十五年度予算にいささかでもこの頭を出しておりますから、これをどこまでも一つ解消していききたいというのであります。もとよりこの市街地の一つの改良とマッチしていきことはこれはもう当然でありますから、この点は田中委員のたゞいまの御指摘になつた点と全く一致いたしております。

ただこの場合、まあその住宅という

ものだけをこれは考えた——ほんとうは環境その他すべて考えなければならませんが、この法律の場合には、ほんとうの不良住宅というものを早く解決したい、そうしてそれを解決するものは、結局、市街地構成に十分マッチしていきうような解決をするということ、やはり二つのこの法律によって初めて体をなすものだところ私は考えておりますので、それをまあ、いろいろ御議論もありましようが、そういう御解釈で一つこの法案の御審議をお願いいたしたいと思ひます。

○田中一君　そうすると、今、改善の策としてわれわれも土地問題については、覚で熱心に検討をやつておりますけれども、一応そういう形を納得するところと、今度計画局で住宅並びに建築をさせるという事になります。われわれは長い間住宅行政の一元化ということを中心として進めておるわけですが、計画局から今度出るといふ法律案の中にも、住宅部分に対する高層化をはかつて、そうして従来持つておりましたところのあらゆる居住権なり営業権なりを、経済的な損害のないような形に都市を改造していくという思想が盛り込んであるのです。建設大臣の傘下の行政の中に二元的な窓口ができることは、これは絶対に避けなければならぬことなんです。今あなたの言っているように、都市改造の法律案の中には、住宅は建てないものである、いわゆる道路の拡幅によって失われるところの、営業権なり経済的な損害というものを補てんするため、すべてが生産的な建築物であるという定義に立つならいざしらず、その背面には住宅分が建ち並ぶのです。あるいは公営住宅

も来ようし、あるいはまた公営住宅が建ち並ぶが、いろいろあると思ひますが、少なくともそういう形ですっきりしたい行政にしないと、住宅建設の促進をはかっている当委員会のわれわれの気持としては、これは不可解なものなんです。そういうことがあつてはならないというのが長い間のわれわれの願望なんです。都市改造の法律案で土地の問題だけを計画なさい。実施をしてもよろしくございします。これは、街路事業というものは計画局の所管ですから。しかし、その道路沿いにできるところの商店並びに住宅部分、背後に建築しようといふところの住宅の部分は、全部住宅局にさせなさいよ、計画一切を。当然これは実施をさせなさい、一切の行政権というものは住宅局長が持つといふことであるならば、これはまあ今までのわれわれの主張というものが、ある段階において多少すっきりしない点もあるかもしれないが、今の段階としてはやむを得ぬということも言えますけれども、二元的なそういう行政が行なわれる。地方の事業主体であるところの都道府県なり市町村なりに対して、こので地上の二つの法律をもつてそうした面の強要をするということになりますと、これは行政の分裂です。また一面、今まで住宅地区改良法によらない不良住宅の改良というものが行なわれておつた。この中には先ほど稲浦委員も言つたような兵舎のあと、それに引揚者がどんだん入つてきて、馬小屋にも人間が住んでゐるのです。こういうものを解消しようといふ考え方でくるならば、これは小さな敷地じゃござい

ません。たとえば世田谷の世田谷郷を見ましても、大へんな大きな面積です。何十万坪とございします。これらのものは大きく言えば都市計画、小さく言えば街路、公園等公共的な施設等を含んでゐるものは計画局でやらしたつていいのです。それは都市計画法、いわゆる都市形成の一部分として、東京の場合なら、東京都全体の都市計画の上に立つ世田谷郷の計画であるといふことにならなければならぬのです。同じ建設大臣が所管するところの二つの局です。その程度の調整がどうしてできないかといふことです。もしも住宅局長がどこまでもこれは家でございしますといふならば、住宅そのものを全部受け持つこと。都市改造がこれが計画であるといふならば、計画局が握つておやりになることです。これが正しい姿なんです。その地区の住宅街、住宅地区といふものだけに考えられまうと、当然これは商業区域になつてもよろしいといふ土地までが住宅地区になるのです。私も身近な例でたくさん知つてゐるのです。たとえば私の家の敷地の両側は商店地区でございます。私の敷地だけが住宅地区。従つて、経済的な効果というものは建築基準法に制約されまして、隣地と比べれば非常に価値が低いといふことも言えるんです。世田谷郷などには中に商店ができて一向差しかえないような環境でございします。住宅地区だけのことでいうならば、都市計画法によるところの指定といふ問題がございします。工業地の指定とか商業地の指定とか、いろいろございします。これは一方的に都市計画という強権を持つ強力な法律によって、国民の私権が

制約されるんです。環境云々の問題じゃないんです。頭から制約されておるんです。経済的な効率というものが減殺されてゐるんです。これも都市全体の計画、都市全体の美しさ、経済的な効果等から考慮して忍んでおるのが現状なんです。ほんとうに考えるならば、都市計画法を、現在の日本の社会、経済、文化、あらゆる面における状態から、再検討すべき時期であらうと考えておるんです。住宅地区だけの問題ならば世田谷郷といふものはどこまでも住宅地区です。しかしあれは国有地でございします。そこに文教地区としての指定も可能でございします。部分的には商業地区の指定も可能でございします。そうした問題が全部考慮されなければならぬのです。今の段階でこれをとやこや言ひません。原則論を申し上げませんけれども、そこまでの腹を据えた検討の末に出なければならぬと思ひます。不良住宅地区改良法という法律が昭和二年にできてそのまゝ死文化され、温存はされておりますけれども何らの働きをしていないという現状、これをどうするかといふことになりまうならば、これは全部融資でなさい。こんな大きな法律は要りません。全部融資で建てかえる融資をする。それも一応憲法で定められた住宅地区の環境といふものを守るためには、かくかくのことをしなければならぬとせんといふことで事足りるんです。少なくともいたずらに平面的に乱用をし、また不経済な使い方をします。土地というものは高度に利用され、日本の国といふものはもう再び新領土といふものを求めようといふような意思は持つておらないのが、今日の憲法でございま

すから、そこに並行した多目的な計画性ある施策がなされなきゃならぬのです。非常にその点において矛盾を感じるんです。そうして至らなさを感ずるわけなんです。私はこの際細かい問題はどうか申しませんけれども、その点を明確に答弁していただきたい。もしできるならば、計画局が持つておりますところの都市改造の法律案の草案の草案でもつけようです、お出しになつて、計画局長をお呼びになつて、具体的には並行して質疑をしなければ納得できないものが多々ございします。あすにも政府としてはお困りになる点が生じてくるような危険を感じるんです。ことに当面の問題としては、住宅行政の二元化、都市計画の二元化、これは当然避けねばなりません。これについての御意見、今まあしやうがないからというのでなくて、やはり建設大臣のきぜんたる態度を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(村上海男)　ごもっともな御意見であります。まあこの法案に示しになつておりますように、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に関する基本計画を定める、そうしてこれの承認を得て初めてこの事業に取りかかるのでありますから、しかもやはり都市計画の審議会等にもかけた上で決定するのでありますから、市街地改良の法案による市街地の改良は、これはまあ街路、要するに拡張する街路、整理する街路といふようなものに対しての、一つの市街地を形作る大きな役割をするものであります。この場合の不良住宅の住宅地区の改良事業は、これは市街地に面しない、全然まあ関係のな

第三

いような所にも、いろいろな点について危険あるいはまあ衛生的にも非常に遺憾の点がある所をよくしていこうという事でありますので、まあ私は一応これによって不良住宅地区の解消を計画的に、市街地に面している部分につきましては十分、これをこれから提案しようとする市街地改良法案でも申しますか、その法の適用を受けてやっていく。これらの市街地改良の事業につきましては、御指摘のように一つの商店街を作る。またその裏に住宅街を作るにいたしまして、これらの施行にあたりましては公団または公共団体等に融資等をする事によってこれを建設していくことでありますので、この場合の政府が補助金を与えて不良住宅を解消しようというものと、少し私は趣きが違つておるようによろしくお考えを願います。

○田中一君　そこで今の行政面において計画局と住宅局とで分轄される。同じ対象ですね。都市計画なら都市計画、あるいは住宅建設という面について二元化されてもいいのですか、指導なり行政なりが。

○國務大臣(村上勇君)　たとえ市街地改良の建物の場合でありまして、その大部分は住宅局の關係にその資金はなると思つておられますので、計画局で資金のあつせん融資をするというようなことは……非常に私もまあそういう点から申しますと、住宅局が主体となつてこれらの住宅問題あるいは店舗の問題等は、解決するということになることが好ましいと思ひます。

て考えようかということに終始していいのですね、いかに分けて考えようか。これは建設大臣の思想じゃない、これはやはり住宅局長、計画局長というセクトがそういう工合に押し込むと思ふのですけれども、私はそう見ておるのですから。

そこで、都市改造の法律の草案の草案でも出しませんか、ここへ。

○國務大臣(村上勇君)　これは私いろいろな議を諮ることになっておりますが、草案ができておるはずでありますから、一応これは非公式にお目通しをいたしたいと思ひます。私もあまりまだ内容については勉強しておりませんが、少なくとも今、田中先生の御指摘になりましたように、同じ建設省で二つの局が、通りの要するに街路に面したものは計画局ですべてやっていく、裏の方は住宅局ですべてやっていく、そういう不便は私はどうしても除きたいと思ひます。少なくとも住宅に關する限りは、これは商店街であろうと、あるいはその裏通りであろうと長屋であろうと何であらうと、住宅局がこれの一切のお世話をすることになつてなれば、同じ市街都市内で、同じ町の中でどうも建設省の中でも二つに陳情あるいは交渉しなければならぬというようなことは、これは私は絶対に避けたいと思ひます。内容につきましては私もまだ成案ができていませんし、正式なものでないですからよく見ていないのですけれども、一応一つ非公式にお目通し願つて御意見があらますれば私も拝聴して、十分、要するに民意に沿つたものを御審議願うということが大事ではないかと思つております。

○田中一君　政府としてコンクリートしない法案を委員会に正式に出すこととはどうかと思つて、非公式で見せていただいてけつこうですけれども、今建設大臣の言つておられる内容のものは、施行の責任分野というものがはつきりと都市改造の法律案に出ていなければ、もうこれ以上質問をいたしません。その点につきましてはこれは拝見してからにいたします。

そこで今、神田君は大臣に耳打ちして、市街地でない地区の不良住宅も改造するんだ、改良するんだと言つておる。当然です。しかしながら人間が住む所、人間が住み、そこで日々の活動を行なうようになりまして、これは市街地化されるのは間違いないのです。この強い法律です。全く今の他の法律から比較してみますと、都市計画法のようには市民に対して強い命令権を持つてゐるものはないですよ。それが政府の意図をくみ、それから地方自治団体の長の推薦できめられてゐる、この強い法律というものは人間が作つてゐるのです。日本の都市計画というものは、人間が住んで初めて都市計画が生まれてくるのです。初めから日本の都市というものが、満州におけるある地点に村作りをするというようなものじゃない、ちやうどソビエトのやつてゐるような、バイカル湖の周辺に五百万戸の市街地を作るといふような計画じゃない、集團が集まつてそして都市を形成するというのが今までの流れなんです。だから都市計画法の施行区域外の所もやるんだらうというやうなことは、それはごまかしの答弁なんです。都市計画法というものは審議会において

て幾らでも変わるんです。だから全体の計画というものを見直しながら、考えながら町作りをしなければならぬと言つてゐるんです。まだまだ質問がありますけれども、他の委員の質問もあると思ひますが、この不良住宅地区という概念ですね。これを私が言葉で言つてもわかりませんが、東側と南側を高層建築で囲まれた地区の住宅街というものは、住宅地区というものは不良住宅に該当するかしらぬか、あるいは貫通しない袋小路の住宅が密集してゐる地域は、不良住宅といふかいいわぬか。十ぐらゐあがられます、私が疑問を持つ不良住宅の概念といふものは、それ一つ全部、住宅局の若い方々の總意を集めて、ここで場合あの場合といふ、少なくともここに示されてゐる「健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集團」といふものの、他の集團といふものの事例をあげて下さい、細かく。何をねらつてゐるかわからぬです。最初に住宅局長は、特殊部落に對して——特殊部落といふんですか、そういう言葉がいいかどうかからぬけれども、言ひやうがないので言ひますが、ある非常にどうにもならぬという地区に對して、千戸程度、あとは一般に配分するんだというやうなことを言つておられましたけれども、これらははつきりわかるのです、該当するものが何かといふことが、今度九百戸ぐらゐそれに充てて、あとのものは一般の各地区に配分するといふやうな補助金の配分をするといふやうなことを言つておられますけれども、そういう点の明確な定義ですね、それをここで一つ一つそういう事例について質問す

ると時間がかかりますから、あなたの方で考えて答えて下さい。課長もいるんだから、すつかりあげて下さい。

○政府委員(神田治君)　指定をいたします改良地区の指定の基準、並びに不良住宅が密集してゐるといふ、個々の不良住宅の判定の基準、これらは政令に定めることになってゐるわけでございます。それで地区の規模につきましては、現在考えておられるのは、不良住宅が五十戸以上の集團してゐる地区を指定する。面積におきましては、千五百平方メートルないし二千平方メートル程度の面積の地区を、この改良地区の対象として取り上げるといふように考えてゐるわけでございます。個々の不良住宅の判定の問題でございますが、これは建物の構造、固取りあるいは便所、炊事等の施設の状態、その使用状況等につきまして、採点主義をとつて、總点で何点以上のものであるか、そういうやうに、基準を政令で定めることになるわけでございます。従いまして、非常にりっぱな建物が、大風、日照等が工合が悪いといふやうな地区につきましては、この住宅地区改良法の対象には考へてゐないわけでございます。都市改造の面から申しますと、従いまして、この住宅改良法では、全部都市改造の面を受け持つものではなくて、今申し上げましたやうな基準に該当した不良住宅が、五十戸以上密集し、かつその地区の八割見当を、そういう不良住宅が集まつてゐるといふ所だけを對象としてとらえるわけでございます。現実の問題といたしましては、そういうやうな場所におきましては、居住者の収入状況といふも

のが、大抵全般的に申しまして、非常に低所得階層でございます。従いまして、この住宅地区改良法につきましては、そういう結果をいたしましては、都市改造の一端をにならうわけでございませうけれども、その事業の遂行上低所得者に対する住宅政策という面が、どうしても強く出てこないわけにはいかないわけでございます。さうなわけで、そういう低所得者の不良住宅の集積地区というのにつきまして、対象を取り上げて、まず都市改造は、そういう都会の谷間というところな悲惨な住まい方をしている所から、まず始めるべきだというので、この法案の対象に取り上げているわけでございます。

○田中一君 政令の家を出し願います。これ、できているのでしょうか。取り寄せて配って下さい。

○政府委員(稲田治君) 政令の家はできておりますので、まだ各省全部打ち合わせは済んでございませうけれども、建設省として考えております案の段階はございまして、取り寄せてお配りいたします。

○田上松衛君 全国の不良住宅の戸数は約二十万戸と推定されているわけですね。そこで今お話になったような、これを適用していくとする対象になる戸数はどのくらいですか、今のような基準に基づいてやられる場合。

○政府委員(稲田治君) この法律の対象として取り上げていかなければならぬ戸数でございますが、全体の二十万戸という戸数の全部でなしに、われわれ見当をつけておりますのは、その六割見当がこの地区の対象になるのではないかと考えております。

○田上松衛君 もうあるいは説明になったのじゃないかと思うのですが、私聞き落としてしたか、大体のこの構造ですね、住宅の構造です。先だつてからの話を聞いておりますと何坪ないし何坪というよりなことでよく然としていたのですが、これを的確に一つ例を引いて、幾坪であつて何畳間であつて、というようなことの御説明をただけませんか。

○政府委員(稲田治君) 建設いたしました予算上からの建物の規格を申し上げますと、鉄筋コンクリートのアパート形式のものにおきましては一〇・五坪でございます。まして、畳の部屋は六畳に四畳半、場合によりましては三畳の場合もございまして、それに炊事場、便所、物置等がついたものでございます。同じように、二階建の簡易耐火構造のものにおきまして、坪数は同様でございます。まして、二階建の場合は、一階の部分に炊事場、居間等がございまして、寝室は二階という形になるわけでございます。

○田上松衛君 そこで、鉄筋のアパート式の場合と、それから二階建の簡易耐火の場合と、家賃はどういう程度になっておりますか。

○政府委員(稲田治君) 予算単価からはじきますと、アパートの場合が、予算単価では、家賃は千六百円程度に相当するかと思います。それから二階建の場合は、これが千五百円程度であると思っております。

○政府委員(稲田治君) ただいま申し上げました家賃は、法律に基づきまして、地方負担分の建設費を六分以下で、鉄筋につきましては七十年、簡易耐火構造の二階建につきましては四十年で、六分以下の金利で償却するものとして計算しました、最高限度の家賃を申し上げたわけでございます。

○田上松衛君 もう一つ、以前に私伺いたときに、地方公共団体ともまだ打ち合わせ中で、どういふ程度申し込んでくるかというところは未定だといふお話があったわけですが、その後依然として地方公共団体の方からは数とはとれません、今年実施する地区の問題で。

○政府委員(稲田治君) 地方公共団体から申請が出て参りました改良住宅の建設戸数は、約四千戸という要望がございまして、それでこれを二千戸の範囲内に査定をしておるわけでございます。

○小平芳平君 関連して、この二千戸は一つの地域が全部五十戸以上ですか。

○政府委員(稲田治君) 改良地区として指定いたします地区につきましては、五十戸以上の所を選定いたしておるわけでございます。地方公共団体の年度別の事業速度をいたしまして、五十戸の団地を二カ年でやるというよりなことで、当初は二十四戸の一棟建というような場合もございまして。

○小平芳平君 その二十万戸という資料は、どういふような計算からかちよつとわかりかねるのですけれども、大体五十戸以上という所は少ない。大抵二十戸とか三十戸とかさういふ所が多いように思うのですけれども、二十万戸のうちで、先ほどの御答弁のように、六割程度はみんな五十戸以上の集団になりますか、その点どうでしょう。

○政府委員(稲田治君) 五十戸以上の集積地区と申しますと、六割よりも多いのではないかと推定いたしておるわけでございます。ただ、六割と申しましたのは、この改良住宅の事業としてでなしに勧奨するものも若干ございまして、六割というふうに推定いたしましたわけでございます。

委員の発言によりまして、あす、この不良住宅の視察をいたしたいという動議が出ておりますが、もし皆様、御都合がよければ……。

速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(岩沢忠泰君) 速記つけて下さい。

それでは、公営住宅法の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(岩沢忠泰君) 次に、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月三日の審査に続いて質疑を行ないたいと思ひますが、その前に、本案について労働省職業訓練部から、技能検定実施状況等について資料が提出されておりますので、まずこれについて政府の説明を願ひます。

○説明員(有馬元治君) お手元に簡単な資料が配りしてあると思ひますが、三十四年度の検定の実施状況について簡単に資料で御説明申し上げます。

三十四年度は第一回の検定でございますが、検定を行なつた職種は機械工と仕上工と板金工と建築大工と機械製図工の五職種でございます。このおのの職種につきまして一級、二級別の数字が上がっておりますが、トータルにおきまして一級は一万四千七百人、二級が二万八千三百八十八人でございます。そのうち建築大工の受験者の数は一級が三千八百五十六名、二級が一万二千四百五十七名でございます。これだけの受験申請者に対して、現実に受験をして第一次の試験の結果がど

うなつたかという状況でございますが、これは第二表の方に掲げておきました。受験者の総数は一級が九千七百四十七名、二級が一万九千三百三十二名、申請者の数を多少下回っておりますが、これは当日仕事の関係その他で受験できなかったものだと思います。そして合格の状況は、一級につきましては七十一％が合格をしております。そのうち建築大工の關係は八十七％が合格をしております。二級は同じくトータルにおきまして八十三％の合格をみておりますが、建築大工は九〇％の合格をみております。以上が今日のまでの概況でございますが、この第一次試験の合格者につきましては、二月の下旬から三月一ぱいにかけて、第二次の実技試験を行ないまして、現在の結果を集計中でございます。大体五月の中旬ごろに予定通りに最後の結果を公表できることになると思います。

○委員長(岩沢忠義君) それでは御質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 この職業訓練実施状況の資料の説明も一つして下さい。

○説明員(有馬元治君) 実施状況の方の資料もございまして、この資料で御説明申し上げます。大きく分けまして公共訓練と事業内の訓練と二つになるわけでございまして、三十四年度の実績におきまして、公共訓練はこの表に書いてあります通り、一般の訓練所、これは府県営の訓練所でございますが、これが二百七十ございまして、それから総合訓練所が三十八ございまして、それから身体障害者のための訓練所が全国で八カ所ございまして、合計いたしまして、施設の数が三百六十六カ所、訓練の職種の延べ数が千百十八職

種、訓練人員が五万一千四百七十名、指導員の数が二千七百一名、こういう状況でございます。事業内、すなわち民間の企業が行なっております訓練の状況は、単独方式と、主として中小企業が共同をして一つの訓練事業を行なっている場合と二通りに分かれるわけでございますが、単独でやっております主として大手企業の訓練所の数が二百六十カ所でございます。共同して訓練を行なっている施設の個所数が四百六十七個体でございます。訓練生の数はおのおの単独が一万五千八百六十六、共同が三万八千八百九十四、合計しまして五万四千七百八十、指導員はそれぞれ五万六千六百九十六人と二万二千四百六十六人、合計いたしまして二万八千八百一十二人、こういう状態でございます。これはもちろん訓練法によりまして認定手続を経た施設の状況でございます。このほかに各種学校方式をとっております所が若干ございまして、三、四千名ほどおると推定されております。以上が事業内の訓練の概況でございます。

○田中一君 この資料の中の職業訓練実施状況の中の、公共職業訓練の延べ職種数と延べ人員というのはどういうことなんでしょう。

それから認定事業内職業訓練の延べが書いてないのですけれども、これは実数はどういふことになります。

○説明員(有馬元治君) 職種の延べは、これは同じ職種でも機械工、あるいは建築大工というふうな大きな職種は何回にも計算されておるわけでございまして、従いまして、職種延べ数は千百十八でございますが、職種の實数にいたしますと公共が八十七職種であつたと思ひます。それから同じく職

種について事業内の状況を申し上げますと、職種の数は約百三十職種でございます。で、延べはちよつと私今記憶しておりませんが、事業内の方の延べはちよつと数字を持っておりますんですが、実数は百三十の職種でございます。人員の方も同じように延べで計算しておりますが、これは大體定員の延べでございます。実数も大體定員を多少上回っております。数字を申し上げます、この数字と大體見合ひ数字でございます。

○田中一君 そうすると、認定事業内の訓練生数、計五万四千七百と公共職業訓練の五万一千四百七十というものは見合ひしているのですか、計算の基礎は。

○説明員(有馬元治君) これは全部職種の内訳がございまして、数字は全部同じ基礎で算定されておるわけでございます。別にお手元に公共と事業内別に職種別にすると内訳が一覧表で示されておると思ひます。

○田中一君 公共の方は指導員が二千七百一名、五万一千四百七十名に對する二千七百一名になっておりますが、この事業内訓練の方は五万四千七百名に對して二万八千八百一十二名ということになっておりますが、これはどういふことですか。

○説明員(有馬元治君) これは公共の方は指導員が訓練専門の専属の指導員の体制をとつておるわけでございますが、事業内の方は各職場の組長、班長、部長、職長クラス、そういうところから実習指導員として非常にたくさん指導に当たつておるわけでございます。特に共同方式をとる場合には、一つの企業から一人見習工を出しておる

という場合でも、その職場におきましては指導員が三人ないし四人おるといふ場合が相当ございます。そういう関係で、事業内の訓練の場合の指導員の数は非常に多いわけでございます。現場の本来の業務のかたわらに訓練生の実習指導に当たる、こういう体制でやっておりますので、人数が非常にふえておるわけでございます。

○田中一君 三十五年度の計画は。

○説明員(有馬元治君) 訓練の計画は公共訓練におきまして訓練人員の延べ数が、昨年度は五万一千四百七十名であつたものが、こゝしは五万七千名の計画でございます。それから事業内の方は、これは昨年度の五万四千七百の実績を上回るであろうという推定を下しております。これは何といふんですか、直接われわれの方でやっておらないので、認定を受けに来た場合に公認をするという体制でございまして、推定は多少これを上回るといふ予定でございます。

○田中一君 三十五年度の事業検定の職種。

○説明員(有馬元治君) 本年度は、昨年度実施をいたしました検定職種の五職種のうちに機械製図工という職種がございまして、これは関係労働者の数も非常に少のうございまして、この職種を除きまして、すなわち機械、仕上、板金、建築大工、この四種目に、さらにこゝしは新たに加わる職種といたしましては製カシ工、配管工、鉄工、建具工、左官、凸版印刷工、この六職種を新たに本年度から開始いたしました。都合こゝしは十職種を実施する予定でございます。

○田中一君 三十四年度の実施した五

種目の推定された対象というものは、どれくらい考えておつたわけですか。

○説明員(有馬元治君) 昨年度の五種目の推定は、建築大工が関係労働者として一番多いのですが、これが約五十万、それから機械と仕上、それぞれ二十五万から二十七万くらいの推定でございます。板金工が、約十五万、機械製図工は、これは数千でございます。それから本年度の六職種の推定でございますが、今職種の労働者数をばきりした数字を持っておりますが、六職種で関係労働者の数が約五十万でございます。従いまして、昨年から引き続いて行ないます四種目と合せて、大體百五、六十万の見当になる予定でございます。

○田中一君 三十四年度の技能検定の予算はどれくらいありますか。

○説明員(有馬元治君) 三十四年度は約一千万でございます。三十五年度は二千六百万でございます。

○田中一君 だいたい余つておるのじゃないかな、予算が。

○説明員(有馬元治君) 予算は余つておるのじゃないかと非常に足りないのでございます。これは、まあ予算の財源は受験手数料をもつて財源にしておりますので、額としては足りない状況でございます。

○田中一君 昨年は対象とする者は、百万名以上の対象に一千名、こゝしは百万名を含めた百五十名に對する二千六百万、これでも足りない三十五年度は。

○説明員(有馬元治君) これは受験者の数が昨年度は三万でおさまつたわけですが、こゝしは五万以上に、六万前

後になるのじゃないかという推定をいたしておきますと、それから昨年度の実績上多少予算が窮乏であつたという点もございまして、これは二千六百万を計上しておるわけでございます。

○田中一君 検定料は幾らですか。

○説明員(有馬元治君) 検定料は、第一次試験が、これは大体各職種共通でございまして、一級が五百円、二級が四百円でございます。二級はその四百円の範囲で府県知事がきめることになっております。それから実技検定の第二次試験は職種によって異なりますが、大体一千円前後でございます。

○田中一君 一級二級を問わず……。

○説明員(有馬元治君) 二級は千円を一番最高にしております。

○田中一君 で、あとは都道府県の認定……。

○説明員(有馬元治君) ええ、都道府県知事にきめさせておるわけでございます。

○田中一君 昨年のこの成果を見て、職業訓練法が通って第一次の検定をや、かつ初年度の訓練をやった、それに対する労働省としての批判といいますか、反省といいますが、少し見解をお聞かせください。

○説明員(有馬元治君) まだ最終的な検定の結果が出ておりませんので、一番大事な実技のところのデータがそろっておりませんから、その点で全体としての検討は済んでおらないのでございまして、第一次試験からの感想を申し上げますが、学科と共通要素の試験をやったわけでございますが、私どもの検定をやる方の側の検定実施技術上のいろいろな問題点は、これは関係府

県並びに委託団体、さらに検定委員の専門家の方々、これらの意見を徴して近くその結果を取りまとめる予定にしております。第一回のことで多少、たとえ共通要素試験の場合に蛍光灯の配置が悪かった、あるいは部屋作りにも多少不公平があつたというふうな技術上の問題も出ております。それから第一次試験の学科試験につきましては、大体私どもが想像した以上にできがよかつたという感じを持っております。

特に建築大工につきましては、田中先生からも始める前にいろいろと御指摘がありましたのでありますが、私ども、検定委員に問題を作る際に非常に常識的な問題にしてみました、ということをお願ひいたしました関係もありましたと思ひますが、合格率を見ましてもいさう九〇多前後で最高でございまして、これに反しまして、建築板金の方はどうもできがあまりよくなかつた、問題がむずかしいというよりはやはり学科試験に従来の経歴、育ちからいまして弱いという感じがするのでもございまして、もちろん、建築板金につきましても、検定委員会におきまして許容された限界ぎりぎりまで採点基準を下げておりましたので、この表に表われておられますように、大工さんと比べると合格率が多少落ちておるといふ状況でございまして、いずれ第二次試験の全部の結果を分析いたしまして、詳しいデータで後ほど御報告申し上げたいと思ひます。

○田中一君 この検定の第一次の試験に不合格の場合は、第二次試験が百パーセント、百点満点を取つてもだめだということになるのですか。再度受験する場合に第二次試験はこれは認

めて、第一次試験をするという方法を取つておるのですか。

○説明員(有馬元治君) 試験のやり方として、第一次試験を合格しなれば第二次試験が受験できない、こういう仕組みにしております。ただ第一次試験については全部または一部免除の方途を講じておりますので、たとえば建築士の資格を持つておる、あるいは指導員の資格を持つておるという方々に対しては、第一次試験のうち学科試験を全部免除してあります。逆に第一次試験を通過して第二次試験が受からなかつたという場合には、この次の機会に第一次試験を免除する制度になっておりますので、この次の受験の第二次試験は、第一次試験を免除されて受けないで、受験できるわけでございます。

○田中一君 そうすると実技に対する評価よりも文字に対する試験の評価の方を高く見ているということになるわけですね。あるいは第一次試験というものを実技をや、実技の受かつた者は次に机の上の知能といいますが、そういうものの試験をやるといふことになると比較的合格率はいんじやないかと思ふのです。それはなぜかと申しますと、第一次試験がだめになつたからでも自分だめなのだといい、あるいは実技試験をやらば、あとは知能関係勉強すれば合格するのだ、という意欲がわくと思ふのです。その点はどう見ていますか。

○説明員(有馬元治君) 第一次試験の内容は学科試験と実技の部分の共通要素試験と二つの部分からなっておりますので、学科だけという観点で第一次

試験をこらんだと、学科に弱い人は全然、はしにも棒にもかからないというふうな御意見になるかと思ひますが、学科試験よりもむしろ要素試験の方を加えておりますので、一次試験に合格しない人は学科だけで落ちたという意味合いではないものと考えております。

○田中一君 それでは実地試験、第二次試験の結果一つ資料でお出し願ひたいと思ふのです。どういう工合に採点しているか見たいと思ふのです。どつちみち千五百円も金を出して、日雇いの賃金しかもらつてない者が、千五百円出して落ちるなんというところは好ましくないのです。だからもう一ぺん、すつかり第二次試験の結果がわかつたら一つ集計した資料をお出し願ひたいと思ふのです。

○説明員(有馬元治君) 結果は全部集計してお出しいたします。ただ千五百円というのは、一次試験でおつちこれば大体五百円で済むわけで、二次試験までいっておつちした場合に千五百円がふいになる、こういうことでございます。

○田中一君 そこで建設大臣に伺いますが、一昨年でしたか、職業訓練法が通つてあなた所の所管する、あなたの掌握しなければならぬところの建設関係の技能者、技術者がこういう工合にこゝで訓練を受けております。これに対しては実施にあたつては建設大臣と労働大臣が十分に協議をして、そうして少なくとも建設大臣が末端において掌握しなければならぬという労働者の技能検定ですから、この点については十分な関心を持つていうことは、たしかあなたの前の大臣に強く要求して

あつたのですが、その際にお互いの了解事項ができております。これを持っておればこゝで披露していただいて、それがどのような形で技能検定並びに訓練に対する過去の実績の上に反映しておつたか、という点説明してほしいと思ふのです。

○政府委員(高田賢造君) 田中委員の御質問がございました職業訓練法の実施につきましては、労働省と打ち合わせをいたしております。この内容につきましてはすでに委員会にも差し上げてございまして、御承知と存じますが、一応の御説明……五項に分かれておりました技能検定は実技に重点を置くというのをいつております。学科は補足する程度とする。それから第二点は建築大工と建築士とは違ふものである、こういうことをうたつております。第三点でございまして、建築士または建築士試験に合格した者が、建築関係職種の技能検定を受験する場合は試験を免除する、こういう点が第三でございます。それから第四は技能者の称号についてでございますが、これは直ちに営業上あるいは雇用上有利な条件となることを予想されるので、次の点についての留意をする。一点は受験の機会でございますが、受験の機会については全国的に広く普遍的に行なう、こういう趣旨をうたつております。それから第二点は試験にふなれな者に対しては、試験問題の出題方法等について十分考慮を払うと、先ほど訓練部長からも御答申申し上げておりました。なお講習会等の実施については引き続き両方で相談をしますと、現に府県の住宅関係の人がこれについて相

当協力をいたしております。それから第五点でございますが、検定実施職種の決定、それから技能検定委員の選任、試験を委託する団体の選定並びに実施の時期でございますね、検定の実施の時期等につきましては十分相談をする、こういうことになっております。いずれもこの趣旨で相談をいたしております。

○田中一君 そりすると十分に連絡をとりながらやっているということですね、結局、それには受験者があまりに少ない。ことに五十万と推定される建築大工がたかだか三万人。第三の項に対して全国的にやっていないと言わなければならぬと思うのです。私は非常に労働者に不満をもつのは、公共訓練と事業内訓練に対する、同じ訓練という対象に対する補助が不均衡であるという点です。私は、こういうようなことを当然建設省から申し出をしなければならぬと思うのです。何といたしても清水組でも大林組でも、あつた大きな企業の中においても、この建築関係の職人の職業訓練をしておられないのです。すべて末端の日雇いの親方にこれをまかしておるのです。労働法が制定されて以来、弟子というものはなくなりまして、これは一利一害があつた。労働者の基本的な権利というものを守る意味においては、これは当然今の制度でよろうと思ひます。しかしながらそのために、労働力を吸収して利潤を上げているという大企業の中に、そのような訓練というものをなさつておられない。せめてあるのが町場における全く日雇いの、失業保険の対象にもならない、健康保険の対象にもならない、従つて、社会保障制度の

何にも適用を受けないところの職人が相集まつて、そして事業内訓練という名のものと、労働組合の訓練じやないのです、というところは、労働省が認めぬものだから、事業内訓練という形で訓練をしている実情というものを、これはむしろ有馬君もよく知つてゐるはずで、私は、建設大臣並びに建設省の諸君がこれを知つてゐるかどうか――まあ高田君なんか知らぬだろう、熱意がないんだから。とにかく私は建設大臣は知つてゐると思うのです。そこで、そういう不均衡な、不公平な扱いを受けているところの日雇いの、労働組合が行なつてゐる訓練所に対して、三十五年度ぐらゐは相当なそれを伸ばそうという裏づけがあつたらうと見ておられますけれども、有馬君、どうなつておられます。そして、それに対して建設大臣の所感を一つ伺いたいと思ふのです。三十四年度はどうしたか、三十五年度はそれを反省してどうした、それに対する建設大臣の所感を伺いたい。

○説明員(有馬元治君) ただいま御指摘の共同職業訓練団体に対する補助金の問題でございますが、これは残念ながら昨年と今年度と比較いたしましたら、二、三％の一般的な節減を食ひまして、二千八百数十万圓という額に多少下がりました。従ひまして、私どもとしましては、いろいろ補助金の増額を大蔵当局にもやつたんでございますが、何せ補助金の補助額が非常にむずかしいので、現在のところ大体まあ昨年の並みの額で、この補助を行なつていかなければならぬ、こういう状況でございます。まあ私どもは、現状においてこれと十分だといふふうには考

えておらないのでございますけれども、残念ながら財政補助の点はそういう状況になっております。

○田中一君 認定事業内訓練の内容です、これは一つ資料を出してほしいと思ふんです。それは、たしか法律の十三条の改正でしたかな、労働組合法に基づく労働組合でもいいんだという一項を、衆議院で修正して追加したのでしたか。

○説明員(有馬元治君) ええ、十二条です。

○田中一君 それと、それから一般の認定事業内訓練というものは同じであるという見方を、あなた方はしておるわけですね、扱い方の問題は。

○説明員(有馬元治君) ええ、財政補助を除きまして。

○田中一君 特定なる労働組合というものは認めないで、一応認定事業内の範疇に入るのだという前提に立つて、その扱い方をしておるのが現状だと思ふのです。そこで、その内訳、中で、衆議院段階で修正した労働組合がこれをやつてもよろしいのだという実施箇所、団体ですね、それから、いわゆる一企業内におけるところの、あるいはまた、いわゆる中小企業の一企業団体におけるところのものと、労働組合法に基づく労働組合がやつておるものと内訳を一つ出してもらいたいと思ふわけですね、内容を。

○説明員(有馬元治君) この先生が今御指摘の、十二条に基づく労働組合が認可を受けて訓練を行なうという条項がございまして、実はこの条項に基づいて訓練は、こゝし初めて川崎市が市営で三年制の訓練施設を作りまして、これがごく最近労働大臣から認可が出たあと、岩手

県の陸前高田に同じ市営の三年制の訓練施設を作りたい、こういうふうな意向がございまして。そのほかにつきましては、労働組合が十二条に基づいて訓練を行なつておるというところは、現状においてはないうわけでございます。いずれも十六条の共同職業訓練団体として使用者が共同訓練を行なう、こういう形で現在やっております。それを形式だけでなくて、実態をとらえてどういう状況になつておるか、資料を出せ、こういう御注文だと思ひますが、私どもの方も実はそういう調査をしたいので、すけれども、なかなかそこら辺が実情がわかりませんので、まあ私どもがわかつてゐる範囲の資料しかお出しできないと思ひますけれども、形式と実態が少し違つてゐる点もございまして、どこまでが、いわゆる大工の関係でございますと、土建総連関係の施設であるとか、その色分けが実はつきにくい状況でございます。わかつてゐる限りの資料でお許し願つて、後刻お出ししたいと思ひます。

○田中一君 補助率はどうなつておりましたか。

○説明員(有馬元治君) 国が四分の一、府県が四分の一、合計で二分の一、ただ補助の対象が運営費に限定されておりますので、訓練事業に要する経費のすべてが補助対象になつてゐるというわけではないわけでありまして。

は市が同じような補助をしてもらったのは、これは有馬さん一番よく知っておるわけですから、ところが今回の職業訓練法という形になって以来というものは、そうした助成しようというふうな意思を失つておる。私はことさらに失わしてやるのじゃないかという工合にも考へるわけです。先ほど言っているように、建築関係の職人の技能養成というものは、相当な大幅な利潤をあげている企業内ではいたさないのです。ましてや、石屋なんという職業は、けい肺病という宿命的な病気を負わされて、ことに目の悪い人は全然、これは、近眼でも遠視でも、目の悪い人は石屋の職業は勤まらないのです。また、それに対する技能検定等はしておりませんけれども、貴重な職業です。これらに対する労働条件というものは、宿命的な労働のあり方というものは、限界は他の職種と違って相当あるわけなんです。老眼になれば全然できません。もう、だから石工というものの職業の年令的な限界は、まあ四十せいせい四、五です。若い者でも近眼はできないのです。そうしてけい肺病という病気を必然的に持たされておる。発病するしないの問題はありますが、大体肺は侵されていく。では、そういうものは必要でないかと申しますと、必要でございませう。現在自然の石というものが変わってコンクリートの製品も相当出ております。これはまた同じでございませう。それが大企業としての相当な利潤をあげている企業では、これに対しては等閑視しているのです。だから石工なんという職業の職人はだんだん減つております。こういう点についても、私は、

労働省は労働行政をつかさどる労働省であるならば、十分に実態を把握して、そうしてこれに対する特殊な助成方式をとらなきゃならぬと思うのです。私は、かかる今日あるところの現象というのに対して責任は、一に建設大臣にあると思ひます。建設大臣が、それらの末端の職人というものは、あなたの事業、あなたの責任範囲内において包含される職種なんぞでございまして、強い関心をお示しになるならば、閣議においても、あるいは何らかの事務的な会合の機会においても、十分にそれらの職人の生命なり労働条件なり賃金なりについて、発言することができ得るのです。職業訓練法というものが制定されたときに、私は当時の建設大臣にも質問をいたしておりました。何ら関心をお示しにならない。そうして昨年でしたか、予算委員会の分科会でその点を当時の大臣に追及いたしました。そういふ法律が制定されたのすら頭になつたのです。ましてや居並ぶ局長はその事実を知らないやうな様子を見せたりしました。はなはだ遺憾でございませう。なぜ建設法の一部を改正する法律案の審議にあつた、この問題をもち出すかという、御承知の同じような思想、同じような法律を新しく出しておるところの建設大臣に對する将来における数々の約束、言質等がほしいのでございませう。単に今回の場合には建設機械を操作するオペレーターにすぎませんけれども、労働省に所管をされる建築の各種の職人というものは、このように冷遇され、労働者自身の自分たちの賃金の中からせめても日本に必要であるところの技能というものを伝承しようと、これ

を民族に役立てようというふうな熱意をもつて労働組合が職業訓練を実施しているにかかわらず、これに対しては労働省は何らの対策を持つておらぬという事です。この点については有馬君にもぜひふん長い間食いついて善処方をお願いして参つておりますが、私は、建設省は今度はなほ立法形式としては不十分な建設法の改正で、一つの芽を出そうという考え方を持つておりますが、これは再び現在労働省が持つておりますやうな方法に陥ることを非常に危惧しておるものです。きょうは時間もございませぬからあとに次回に譲りますが、もう一ぺん有馬さんにもその資料をお持ちになつておいで願つて、これはまああなたの方の法律でないから、はなはだ迷惑かもしれないけれども、しかし、結局末端において働いてもらふ職人の問題を労働大臣が受け持つておるんです。これに對する建設大臣の発言力があるはずなんです。それを従来どおきに熱意を示しておらないと思ひます。で、まあ有馬部長も次回の審議のときにはおいで願つて、十分に一業法の審議に参加していただきたい、こう思ひます。で、こまかい点がたくさんございませう。また建設大臣に、今後の建設法の改正に伴うあなたの意思というものは、今までの長い間の宿弊と申しますか、各大臣が踏み切らなかつた点がたくさんございませうから、これらも次回からぼつぼつ質問を續けて参りますから、その点は御了承をお願いしたいと思います。

きょうは、この程度で私はとめておきます。

○説明員(有馬元治君) 田中委員の御意見をどうもありがとうございます。多少誤解があるんじゃないかと思ひまして、一、二御介解申し上げておきたいと思ひますが、建設省とは事務的に非常に緊密な連絡をとつてやつております。現に今度の建築大工の試験問題も、建設省から委員に二人入つていただいて作つております。それから全国八百人ばかりの一般の実技試験の検定委員の中にも、府県の建築関係の専門家が多数入つております。むしろその方々が中心になつてやつておる状況でございませう。これは私の方から建設省にも絶えず連絡をとり、お願いをしておる状況でございませう。今後とも、建設関係の職種についての検定並びに訓練のやり方につきましては、そういう方法を踏襲していく予定にしております。

それから、また建築大工さんの受職者の数が、五十万の全労働者に對しての比率上、少ないというふうに御指摘がございましたが、これはほかの職種につきましても、最初の年でございませうので、手広く検定を廣げていくということではできませんので、徐々にいとおおむね十年がかりぐらいで完全なものにして参る、こういう漸進的な方法で臨んでおりますので、初年度の数字が少なうということだけで御判断いただくのはどうかというふうに考へております。

それから、また建築大工以外の石工の職種につきまして御指摘がございましたが、私も同じくしましては職種に軽重はないわけではございませう。日本の産業の将来に必要なのは、日本の産業界の要請にこたへて訓練をしていく、こういう基本的な方針でやつておりますので、石工につきましても、お手元にお配りした資料にもありますように、公共訓練におきましては百四十五名の訓練をやつております。事業内におきまして同じく石工が約三百名、二百九十二名という訓練をしております。職種として産業界に必要なものは、細々ながらもぜひ継続していきたい、こういう観点でやつておりますので、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 私の方から言つておることは、労働組合等のやつておるものに対するあなたの方の補助ですね、補助率というものが足りないというんです。ないじゃないですか。それによつて利潤をたくさん生んでる企業内で行なうならいざ知らず、非常に低い賃金の中から自分たちがやつておるといふこと、この実態を知らなければならぬということ、を言つておるんです。

○説明員(有馬元治君) 御指摘の通りでございまして、建設関係の仕事のやり方といひますか、請負の格好が現状である以上は、大手筋にこつた職人養成を、私どもも打ち割つて話し建設業界と相談したことがございませうが、なかなか現状においてはむずかしい、こういうふうな御意見もございまして、訓練法による訓練方式としまして、単独養成というよりは小さな業者が集まつて共同でやる、という形をとらざるを得ないんじゃないか。それに対して補助をする、こういう結果になつておるわけでありませう。ただ、御指摘の労働組合に對する補助の問題は、これは与野党一致して修正された条項でございまして、その修正の際に、労働組合あるいは市町村がやる場合に認可の

制度を設けて、道は開くけれども財政補助の三十四条はひっかけない、こういう修正になりまして、私どもも法律を執行する立場にございますので、現行法では労働組合の行なう訓練に対して財政補助をするわけにはいかない。こういう状態になっておることは先生も十分御承知のことだと思ひます。法律改正の暁には、また補助の道が開かれるんじゃないかという考えでおります。

○田中一君 二十二年からでしたか、技能者養成の場合には補助を出しておりました。従つて、職業訓練法が制定されたが、これは政府がもしほんとうにその熱意を持つならば、あなた方が法律を改正したからこうなつたんだ、というふうなことがあつてはならないんです。技能者養成の場合、この思想をあなた方がお持ちになつてゐるならば、率先して政府提案でお出しなさい、喜んで賛成する。あなたの方の原案にないから、社会党と自民党が話し合つて、せめて十二条というものを挿入して、労働組合も対象にするということにしたいんです。法律はそうなつたから知らぬ、法律を変えたらいたしますというふうなことは言葉が過ぎます。もしその思想があるならば、なぜ原案を出さぬか。かつて十年の間というものは、技能者養成という行政措置であつた方がやつておつたじゃないですか。行政措置で、少なくとも地方の労働組合に対して補助を出しておつたじゃないですか。それを改悪したものでないわがを得ないじゃないですか。それを法律云々なんということは、もしあなたがその熱意があるならば、政府提案でお出しなさい。喜んで賛成いたします。

たします。十年間というものは、やはり労働者にその犠牲を強いて、少しの補助率しかなかつたけれども、技能者養成に対する相当な熱意を示して、前には相当なものができておつた。それはあなたも知つておるじゃないですか。それを今度打ちとめて、そうして大企業内において持たせるとか、あるいは公共のもので補つていくという考えに変わったじゃないですか。ところが、大企業というものは、今あなたがいつておる通りに、そうした訓練をしようという意欲を持ち合わせない。そのために末端において労働者が自分たちの組合を結成して、そこで訓練をしておるという実情に対しては、技能者養成に対してあなた方が持つておつた熱意をこれに傾けなさいということをお願いするんです。法律云々をいふならば、その熱意があまりならば、政府提案でお出しなさい。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは本日午後零時五十八分散会いたします。

四月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(衆)

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法の特例)」に改

め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る各年度における国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である箇に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

3 地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが同法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(財政再建団体以外の県に関する特例)

第十三条 前条第二項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で、財政再建団体(地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう県を含む。以下同じ。)以外

のものであり、かつ、当該県の当該年度前三箇年度の基準財政収入額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額をいう。以下同じ。)の合算額をその当該年度前三箇年度の基準財政需要額(地方交付税法第十一条の規定により算定した基準財政需要額をいう。以下同じ。)の合算額で除して得た数値が開発促進計画に基づく事業を実施するすべての財政再建団体の当該年度前三箇年度の基準財政収入額の合算額をその当該年度前三箇年度の基準財政需要額の合算額で除して得た数値以下であるものについて準用する。

2 財政再建団体及び前項の規定に該当する県以外の県に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る各年度における国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百十とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則 附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の予算に係る